

上越市立中郷中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）第十三条の規定に基づき、この「上越市立中郷中学校 いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止のための基本的な方針

(1)－1 いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義（「法」第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また「いじめ類似行為」※³に関しても同様に扱うものとする。

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

※2「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。

※3「いじめ類似行為」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性※の高いものをいう。※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ 学校の責務

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起り得ることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ組織的に対処し、さらに、その再発防止に努めなければならない。

(1)－2 新潟県いじめ等の対策に関する条例 ※別紙 06-2 PDF 参照

(2) いじめ防止のための取組方針

- ① いじめの防止の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、組織的かつ計画的に適切な対処を行う。
- ② いじめの防止に関する取組の年間計画を、学校運営協議会の参画を得て作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する早期対応について定期的に評価し、解消策の見直しと改善を図る。

- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発活動を行う。

2 いじめの防止のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点指導事項の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識とソーシャルスキルの能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、学校生活との関連を図りながら、道徳教育と人権教育、同和教育の充実を図る。
- エ 生徒がいじめ防止について学びを深め、主体的にいじめ防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。
- オ 生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネットの不適切な使用による危険性などについて啓発し、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう情報モラル教育等を推進する。
- カ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的調査を次のとおり実施する。
- ・ 生徒対象の学校生活アンケート、教育相談を通じた調査
記名式で学校にて（５月、９月、１月、随時） ※別紙１
無記名で家庭にて（６月、１０月） ※別紙２
- ・ 生徒対象の心のお天気（週１アンケート）「毎週木曜日、終学活にて」
- ・ 保護者対象のアンケート調査（必要に応じて随時、または、学校評価に盛り込む）

イ いじめ相談体制

- ・ 生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなどの相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや、関係機関と密接な連携を図る。

ウ いじめの防止のための対策のための教職員の資質向上

- ・ いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、市教育センター相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③ 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動について情報収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

イ いじめの未然防止に関すること

ウ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住民の理解を深めること

エ いじめ発生時の初期対応に関すること

オ 会議は、定例(生徒指導部)会を2週間に1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催すること

(3) いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、迅速かつ組織的に事実を確認する。

② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。

③ いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。

④ いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について、保護者の考えや意思を確認する。

⑤ いじめた生徒に対し、いじめは人権を著しく侵害する行為であることを認識させ、自らのとった行為の重さを自覚させる。また、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応を図り、その保護者への助言と生徒間の関係修復のために謝罪・和解の場を設定する。

⑥ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、発生した事実を知らせる勇気をもつよう指導する。

⑦ いじめに関係する保護者に関係する情報と学校の対応を説明する。

⑧ その他の生徒に対して、学級指導、全校集会、部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。

⑨ いじめに関係する生徒と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。

⑩ 犯罪行為として取り扱われる重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

※ 全職員が、組織的・計画的かつ迅速に対応することを取組の基本とする。

※ 校長・教頭の指示の下で対応に当たる。（校長・教頭が不在の場合は、教務主任・

生徒指導主事の判断により、迅速に初期対応にあたり、その後、校長・教頭に報告する。）

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いが認められるとき

（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）

② いじめにより当該学校に在籍する生徒が長期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認めるとき

（相当の期間とは年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）

③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を柱としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を（上越市）教育委員会に報告する。

オ （上越市）教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者から、いじめで重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

4 いじめ防止のための年間計画

月	教 職 員 の 取 組	生 徒 対 象	保護者・地域住民対象
4	○学校いじめ防止基本方針の理解と検討 ○生徒の情報交換会 ○いじめ防止対策委員会兼生徒指導部会の開催（2週に1回を通年） ○情報共有シート活用（通年） ○小中連携委員会	○適切な先輩・後輩の関係づくりに対する理解、絆スローガンの啓発 ○学級目標と個人の学期の目標づくり（全学期） ○学級等の組織と規則づくり ○学校生活アンケート（年間3回、教育相談前） ○心のお天気（毎週木曜日終学活）	○PTA活動やたよりでの、いじめ防止対策についての説明と広報活動 ○コミュニティスクール関係諸会議や行事での、いじめ防止対策についての説明と広報活動 ○授業参観（PTA総会）
5	○情報共有シートの活用 ○生徒指導部会 ○教育相談 ○体育祭	○教育相談① ○絆スローガン ○体育祭 アンケートと ○心のお天気 取組	○広報活動 ○体育祭への協力・公開
6	○情報共有シートの活用 ○生徒指導部会	○心のお天気	○広報活動
7	○小中合同職員研修 ○情報共有シートの活用 ○生徒指導部会 ○学校評価	○1学期の振り返り※ （※…○と△を明らかにして、次への改善点を考える機会に） ○心のお天気	○広報活動 ○期末懇談 ○学校評価
8	○小中連携委員会 ○生徒の情報交換会	○家庭・地域の諸活動・諸行事への参加と参画	○家庭・地域での健全育成と諸活動・諸行事の実施
9	○情報共有シートの活用 ○生徒指導部会 ○教育相談	○教育相談② ○絆スローガン ○心のお天気 アンケートと ○絆づくり集会準備 取組	○広報活動
10	○情報共有シートの活用 ○生徒指導部会 ○合唱祭	○心のお天気 ○学校生活アンケート ○合唱祭	○広報活動
11	○情報共有シートの活用 ○絆スクール集会 ○生徒指導部会 ○合同研修 ○人権・同和教育学習	○絆スクール集会（絆スクール集会で絆スローガンの変更：3年に一度の期間で） ○あいさつ運動 ○心のお天気 ○人権教育・同和教育学習	○広報活動 ○道徳（同和教育）
12	○学校評価 ○情報共有シートの活用 ○生徒指導部会 ○小中連携委員会	○2学期の振り返り（※） ○心のお天気 ○家庭・地域の諸活動・諸行事への参加	○期末懇談 ○学校評価 ○家庭・地域での健全育成と諸活動・諸行事の実施
1	○生徒の情報交換 ○小中連携委員会 ○情報共有シートの活用	○家庭・地域の諸活動・諸行事への参加 ○絆スローガン ○教育相談③ アンケートと	○家庭・地域での健全育成と諸活動・諸行事の実施 ○広報活動

	○生徒指導部会 ○教育相談	○心のお天気 取組	
2	○生徒指導部会 ○情報共有シートの活用 ○小中合同職員研修 ○生徒指導部会 ○学校評価	○心のお天気 ○3学期の振り返り (※) ○1年間の振り返り	○入学説明会での基本方針の説明 ○広報活動 ○必要に応じて学年PTA
3	○いじめ防止基本方針見直し ○情報共有シート ○生徒指導部会 ○卒業式 ○新入学生引継会	○卒業式 ○心のお天気 (1・2年生のみ) ○リーダー研修会	○広報活動 ○卒業式 ○学校評価 ○必要に応じて学年PTA

別紙1 (A3のサイズで実施)

令和3年4月

5 4月から、悪口・暴力・無視・仲間はずれなど、嫌な思いをしたことがありますか。
ア、ない イ、ときどきある ウ、いつもある
↓
イ・ウに○をつけた人はくわしく書いてください。

6 4月から、周りの人が悪口・暴力・無視・仲間はずれなどをされたのを見たり聞いたりしましたか。
ア、ない イ、はっきり分らないがそう思われる行動を見た (聞いた)
↓
イに○をつけた人はくわしく書いてください。

7 4月から、通学路で危険だと感じる場所や、怖い思いをしたことがありますか。
ア、ない イ、ある
↓
イに○をつけた人は、具体的に場所やどんなことがあったかを
書いてください。

8 その他、学校生活全般について困っていることや意見・要望があれば書いてください。

9 5月7日(金) から教育相談を実施します。学級担任との相談はもちろんですが、学級担任以外の先生に相談したい場合は、誰に相談したいかを書いてください。
先生に相談したいです。

学校生活アンケート

年 組 番 氏名

新学期が始まって約1ヶ月が経ちます。新しい学級や環境には慣れてきましたか？
よりよい学校生活を送るために、今月までの学校生活を振り返り、悩みを解決していけたらと思います。あなたが日頃感じていることや思っていることを素直に書いてください。

1 最近の学校生活について聞きます。学校は楽しいですか。
ア、楽しい イ、やや楽しい ウ、どちらかといえば楽しくない エ、楽しくない

2 あなたのクラスは、居心地のよいクラスですか。
ア、そう思う イ、ややそう思う ウ、どちらかといえば思わない エ、そう思わない

3 学校生活の中で、相談できる人はいいますか。
ア、いる イ、いない
↓
アに○をつけた人に聞きます。主に、誰に相談しますか。
ア、先生の中の誰か イ、友だちの中の誰か ウ、先輩 エ、親 オ、兄弟姉妹
カ、その他 ()

4 部活動について、悩みや不安があれば書いてください。

5 今、何が困ったり悩んだりしていることはありますか。
ア、ない イ、ある
↓
どんなことについてですか？○をつけて下さい。いくつでもかまいません。
その他に○をつけた人は、その内容を簡単に書いて下さい。

友人 学習 運動 部活動 先生 家族 性格
学級 塾や習い事 上級生 下級生 自分の体や病気のこと
異性 連絡 学校のきまり 生徒会・専門委員会
その他 ()

別紙2 (A4サイズで実施)

学校生活アンケート (7月)

このアンケートは、皆さんが楽しく学校生活を送るようにするために実施します。
日頃の学校生活を振り返って、質問に答えてください。
当てはまる□にチェックをして下さい。

1. 最近(6～7月)誰かにいやなことをされたり、いやな思いをさせられたりしましたか。
□ある □すこしだけある □あまりない □全くない

2. その相手は、次のうち、どれに当てはまりますか。
□同級生 □上級生 □下級生 □その他 □なし

3. どのようなことをされましたか。(複数選択可)
□冷やかす、からかい □仲間はずし・集団での無視。
□軽くぶつかられたり、叩かれたりする □ひどくぶつかられたり、叩かれたりする。
□金品をたかられる □ものを隠されたり、壊されたりする。
□いやなこと、危険なことをされる □ネット等でいやなことを書かれる。
□その他 ()

4. そのことを誰かに話しましたか。
□話した □話していない

5. あなたは、最近(6～7月)他の人が、からかわれたり、いやな思いをさせられたりしているのを見たり、聞いたことがありますか。
□ある □ない

6. 学校生活で不安なことや、心配なことがあったら書いて下さい。

締め切り7月22日(金)
封筒にこの用紙を入れ、担任に直接手渡して提出して下さい。